

地域計画

策定年月日	令和5年12月25日
更新年月日	令和6年10月31日
	第1回
目標年度	令和12年度
市町村名 (市町村コード)	養老町 213411
地域名 (地域内農業集落名)	池辺地区 (池辺)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	512.8 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	408.7 ha
② 田の面積	485.1 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	27.6 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	20 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	244.7 ha
(参考)区域内における70才以上の農業者の農地面積の合計	143 ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	20 ha
(備考)	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における70才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

- ・中心経営体への農地集積は70%以上と進んでいる。
- ・用排分離の水田地帯では無いため麦・大豆等の畑作物の作付が困難である。
- ・米の生産調整を進めていく中で、高収益作物への転換を推進していく必要がある。
- ・地域内の中心経営体が充足しているため、経営面積の拡大が難しくなっている。
- ・園芸作物は、中心経営体である松永良太が担っていく。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

- ・たい肥の活用など、有機農業による持続可能な農業の取組を推進。
- ・スマート農業の導入など、農作業の効率化による収益向上を推進。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1)農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
高齢化等に伴い農業をリタイアし、農地の所有者が農地を農地中間管理機構に転貸したあとは地域計画(目標地図)に基づいて農地を貸し出すこととする。			
(2)担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	52.2 %	将来の目標とする集積率	100 %
(3)農用地の集団化(集約化)に関する目標			
当地区のすべての農地を担い手へ集約化する。			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1)農用地の集積、集団化の取組
担い手を中心となり、集積・集約化を進められるよう、農業委員・農地利用最適化推進委員がパイプ役となり進める。
(2)農地中間管理機構の活用方法

農地の所有者が農地を農地中間管理機構に転貸したあとは地域計画(目標地図)に基づいて農地を貸し出すこととする。
(3)基盤整備事業への取組 根古地地区は昭和34年度から昭和36年度に、瑞穂地区は昭和35年度から昭和36年度に、釜段地区は昭和36年度から昭和38年度に、高柳地区は昭和35年度から昭和39年度に、大巻地区は昭和32年度から昭和39年度に、小坪地区は昭和36年度から昭和40年度に、大場新田地区は昭和37年度から昭和40年度に団体営ほ場整備事業を活用し、区画整理を実施した。 また、大巻地区は令和5年度より、東部地区から県営経営体育成基盤整備事業により区画整理を実施する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組 新規就農者や経営規模の拡大または縮小などしたい者がいた場合は、担い手や農業委員・農地利用最適化推進委員、関係機関(JA、農林事務所、町)などが集まり、支援する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

【選択した上記の取組内容】

②たい肥の活用など、有機農業による持続可能な農業の取組を推進。
③スマート農業の導入など、農作業の効率化による収益向上を推進。

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和12年度)				
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上の表示	備考
認農	E1	水稲、飼料用米、野菜	39.0 ha	ha	水稲、飼料用米、野菜	58.6 ha	ha	E1	
認農	E3	水稲、飼料用米、野菜	12.8 ha	ha	水稲、飼料用米、野菜	48.3 ha	ha	E3	
認農	E2	水稲、飼料用米、野菜	3.3 ha	ha	水稲、飼料用米、野菜	18.6 ha	ha	E2	
認農	E4	水稲、飼料用米、野菜	21.2 ha	ha	水稲、飼料用米、野菜	48.9 ha	ha	E4	
認農	E6	水稲、飼料用米、野菜、果樹	31.3 ha	ha	水稲、飼料用米、野菜、果樹	62.7 ha	ha	E6	
認農	E5	水稲、飼料用米、野菜	11.0 ha	ha	水稲、飼料用米、野菜	30.5 ha	ha	E5	
認農	E10	水稲、飼料用米、野菜	15.7 ha	ha	水稲、飼料用米、野菜	27.5 ha	ha	E10	
認農	E9	水稲、飼料用米、野菜	7.3 ha	ha	水稲、飼料用米、野菜	15.4 ha	ha	E9	
認農	E11	水稲、飼料用米、野菜	54.9 ha	ha	水稲、飼料用米、野菜	84.3 ha	ha	E11	
認農	E7	水稲、飼料用米、野菜、いちご、小麦、大豆	39.2 ha	ha	水稲、飼料用米、野菜、いちご、小麦、大豆	63.9 ha	ha	E7	
認農	E8	水稲、飼料用米、小麦、野菜	31.5 ha	ha	水稲、飼料用米、小麦、野菜	52.7 ha	ha	E8	
認農	E12	水稲、野菜	0.3 ha	ha	水稲、野菜	0.3 ha	ha	E12	
認農	E13		0.1 ha	ha		0.6 ha	ha	E13	
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
計	13経営体		267.6 ha	0 ha		512.3 ha	0 ha		

注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者(農協を除く)は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。
2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。
3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。
4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。
5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)		うち計画同意者数(人・%)	
-------------	--	---------------	--

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。

注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。

注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報保有に当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。